

信用金庫の出資について知っていただきたいこと

◆「出資」とは

信用金庫は株式会社組織の銀行とは異なり、「会員の出資による協同組織の金融機関」です。そのルーツは、鎌倉時代の無尽講や室町時代の頼母子講に起源をみることができます。

困っている人がお互いを助け合うという「相互扶助」と「互恵」の精神に基づいています。これにより、信用金庫を利用される方々には、出資を願い、会員となっただいただいています。

くらしを守り豊かにするための信用金庫の活動の根幹は、会員の皆様が出し合った出資金で運営されています。

株式会社は事業の元手となるお金を株式によって集めますが、信用金庫は事業を利用する会員が出し合ったお金が元手になるわけです。株式会社にお金を出すのは、ほとんどがその配当が目的ですが、信用金庫に出資金を出すのは、信用金庫を利用し、会員すなわち地域社会の利益を優先して、会員が互いに助け合い地域の発展に生かすためです。

◆「出資金」は「預金」とは違います

出資金は預金のように自由に引き出すことはできません。一方で、「入会金」や「会費」とも違いますから、信用金庫全体のお金であると同時に、会員自身のお金でもあります。出資金を引き出すには手続きが必要ですが、いずれにしろ会員をおやめになる時(脱退される時)は、原則として全額返ってきます。

※ 出資金は、元本保証、確定利回りではありません。

◆出資配当

出資金は信用金庫の資本的な基礎となっています。事業年度ごとに経営が黒字で剰余金などが出た場合は、出資高に応じて公正に配当します。ただし、剰余金が出ない場合などで、配当がないときもあります。配当率は、毎年6月の通常総代会で前年度分の出資金について決めます。

なお、死亡や地区外への転居、会社の解散などにより法定脱退された場合は、原則として配当を受けられません。

また、他の人に譲渡したときは、配当を受ける権利は譲り受けた人に移ります。

◆譲渡

出資金の一部を譲渡しようとする場合、譲り受ける人へ譲渡します。譲り受ける人が出てくるまで待っていただくこととなります。

◆自由脱退

持分の全部（出資金全額）を譲渡して、会員をやめることを「自由脱退」といいます。

自由脱退の場合、一定の期間に譲り受ける人がいなかったときは、信用金庫が譲り受けることとなります。

このように信用金庫へ譲渡した場合は配当金を受けることができ、配当金を受ける時期は、通常総代会での剰余金処分の承認後となります。

信用金庫が譲り受ける時期は、請求のあった日から6ヶ月経過後の事業年度末（年度最終の営業日）です。具体的には、9月30日までに脱退請求をしたときは、翌年の3月の最終営業日に、10月1日以降に脱退請求したときは、翌々年又は翌年の3月の最終営業日になり、この日に原則として口座振り込みでお支払いすることになります。

※ 信用金庫が持分（出資金）を譲り受けることができる場合は、持分の全部（出資金全額）を譲渡して、会員をやめる「脱退」ですので、一部を譲渡しようとする場合には適用されません。

脱退請求日と現金化の時期

